

教育民生委員協議会記録

開会年月日	平成 29 年 12 月 21 日
開会時刻	午後 1 時 48 分
閉会時刻	午後 2 時 31 分
出席委員名	◎中山裕司 ○福井輝夫 宮崎 誠 久保 真
	楠木宏彦 辻 孝記 品川幸久 藤原清史
	浜口和久
	西山 則夫 議長
欠席委員名	—
署名者	なし
担当書記	野村 格也
協議案件	平成 29 年台風第 21 号による災害について
説明者	危機管理部長、危機管理課長
	その他関係参与

協議経過

中山委員長が開議を宣告し、会議成立宣言の後、報告案件として「平成 29 年台風 21 号による災害について」当局から説明を受け、質疑の後、聞き置くこととした。

なお、詳細は以下のとおりです。

開会 午後 1 時48分

◎中山裕司委員長

それでは、引き続きまして教育民生委員協議会を開会をいたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立をいたしております。

本日御協議願います案件は、報告案件として「平成29年台風第21号による災害について」であります。

議事の進め方につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎中山裕司委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

それでは、「平成29年台風第21号による災害について」の報告を願います。

危機管理部長。

●谷口危機管理部長

本日はお忙しい中、教育民生委員会に引き続き、教育民生委員協議会をお開きいただきまして、誠にありがとうございます。

本日、御報告申し上げます案件は、委員長御案内のとおり、「平成29年台風第21号による災害について」でございます。

詳細につきましては、危機管理課長から御報告申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

【平成29年台風第21号による災害について】

◎中山裕司委員長

危機管理課長。

●日置危機管理課長

それでは、説明をさせていただきます。お手元の資料をごらんいただきますでしょうか。

「平成29年台風第21号による災害について」をごらんいただきたいと思います。

はじめに1ページ、「1 気象概況」をごらんください。今回の台風21号につきましては、日本に接近する直前から超大型台風に発達し、強い勢力を保ったまま本市に接近してまいりました。(2)をごらんください。アメダス小俣観測所では、最大48時間降水量は観測史上最高値を更新いたしました。

続きまして、2ページの表をごらんいただきたいと思います。観測所が設けられている河川を表記してございます。こちらのほうにつきましては、ごらんいただいたとおり、すべての河川で氾濫危険水位を超えておる状況でございます。(4)をごらんください。気象警報の経過でございます。10月22日4時25分に大雨警報が発表されており、順次警報が発表されているところでございます。

続きまして、「2 災害対応」の状況でございます。10月22日4時25分、大雨警報の発表と同時に災害対策本部を立ち上げております。以降、16時12分には避難準備・高齢者等避難開始を市内の土砂災害危険地域に発令し、矢田川・二つ池の避難勧告を経て、18時55分に市内河川の水位上昇の状況から、市内全域に避難勧告を発令いたしました。

3ページをごらんください。その後順次、地域別に避難指示を発令したところでございます。続きまして10月23日から市内全域における被害認定概要調査を開始し、10月31日から被災家屋の個別の被害認定調査を開始いたしました。11月8日には罹災証明の発行を、11月13日には伊勢市災害見舞金の個別の配布を開始したところでございます。(2) 職員体制につきましては、初動時には市長以下115名の体制で災害対応にあたったところでございます。

4ページをごらんください。避難の状況でございます。市内の全世帯に避難勧告を発令しましたが、その後順次避難指示(緊急)を発令したため、最終的に大半の地域が避難指示対象地域となりました。避難所につきましては55箇所開設しており、最大時の人数は564世帯1,262の方が避難所に避難されました。続きまして、(4)は救助・救出の活動状況でございます。(5)は消防団の活動状況でございます。(6)はポンプ場・排水機場の稼働状況でございます。

5ページに、浸水した排水機場の状況を記載してございますので、ごらんいただきたいと思います。(7)は河川の関係でございます。(8)は道路の状況でございます。

続きまして6ページをごらんいただきたいと思います。「3 被害の状況」でございます。残念ながら1名の方が亡くなられております。家屋などの被害状況につきましては、床上浸水が408棟、床下浸水が674棟、店舗・倉庫の浸水については763棟、合計で1,845棟が浸水の被害に遭われました。床上浸水のうち、浸水の度合いに応じて半壊や大規模半壊を判定しておるところでございます。続きまして、(3) 公共施設の被害状況でございます。アにつきましては道路・法面崩壊、イにつきましては河川関係でございます。ウは公園関係でございます。

続きまして、7ページをごらんください。エにつきましてはポンプ場・排水機場の状況でございます。これに引き続きまして、市営住宅、市営駐車場、教育施設、市立伊勢総合病院、庁舎、その他にそれぞれの被害の状況を記載しておりますのでごらんいただきたいと思います。

8ページをお願いします。(4) 農林・水産関係の被害の状況でございます。平成29年11月27日には激甚災害指定を受けております。(5) につきましてはライフライン関係でございます。上水道、下水道、停電の情報を記載してございます。

9ページをごらんください。「4 応急対策の状況」でございます。災害廃棄物の処理につきましては、災害の翌日から収集を開始しております。消毒剤におきましても順次配布をしておるところでございます。「5 災害支援の状況」でございます。こちらのほうにつ

きましては、まず、この資料の後についております、別紙「台風21号で被害に遭われた方へ」をごらんいただきたいと思います。こちらのほうの案内文を使いまして、見舞金を配布するため、個別に訪問した時や、ホームページ上におきまして、相談窓口の案内を行ったところがございます。

資料9ページにお戻りいただきますでしょうか。被害認定調査につきましては、1,845棟延べ258チーム、516名で実施いたしました。三重県の職員の方にもお手伝いをいただいたところがございます。罹災証明につきましては560件無料交付しているところがございます。

10ページをごらんください。(3) 災害見舞金でございます。12日現在でお渡しできていない世帯が1世帯ございますが、現在、全世帯に配布済みとなっておりますのでよろしく願いいたします。参考に三重県の災害見舞金を記載いたしております。通知文書につきましてはもうすでに発送を行ったところがございます。

11ページをごらんください。(4) 災害援護資金の貸付でございます。(5) 補助金・助成金関係でございます。被災住宅復旧工事補助金と中小企業災害復旧資金利子補給補助金を掲載しており、市の単独事業として行っております。次に、災害救助法適用関係を記載してございます。

12ページをごらんください。12ページの(ウ)から(オ)についてですが、被災者の皆様への現物支給による支援を行っておるところでございます。(7) 被災者生活再建支援法関係についてでございます。この制度は大規模半壊の世帯が対象となっており、全対象世帯案内済みとなっております。(8) 税・料等の減免でございます。対象者の方に通知を送るなどの対応を行っておるところでございます。(9) 福祉用具の再給付でございます。(10) 災害ボランティアセンターのことを記載してございます。14ページにかけて記載しておりますのでごらんいただきたいと思います。14ページにつきましては、ごらんのとおり市内活動団体、事業所、各団体、県内社協の皆様がボランティアに参加していただいております。続きまして、(11) 住宅の提供といたしまして、市営住宅の一時入居を案内してございます。「6 伊勢市災害義援金」でございます。12月12日現在で102件、2,605,761円の義援金を伊勢市にいただいております。参考として、三重県災害義援金の状況を掲載してございます。

15ページをごらんください。その他の物資を提供していただいた皆様の掲載してございます。「7 三重県への要望」でございます。三重県への要望につきましては前回配布させていただきました資料と内容については変わってございません。「8 国への要望」でございます。こちらのほうにつきましては、前回の資料から新たに国へ要望を行ったものでございます。

続きまして、当該資料以降の資料でございます。先ほど説明させていただきました「台風21号で被害に遭われた方へ」の次をごらんいただきたいと思います。こちらのほうにつきましては、河川が記載してございます地図をごらんいただきたいと思います。オレンジの色が国の管理区間でございます。ブルーに黄色のマーカールがかかっているものが県の管理区間でございます。これ以外のブルーのラインが市の管理でございます。たとえば、汁谷川につきましては、JRの少し上流のところまでが県の管理区間となっておりますので、ごらんいただきたいと思います。

続きまして、「平成29年台風第21号による浸水実績図」でございます。これは、衛星写真や地域の浸水の聞き取りを行ったり、家屋の被害認定調査など情報をもとに国土交通省とともに作成をいたしました。なお、聞き取り調査の結果を使用していることから、すべてを網羅し高い精度で示したものではないことについて御了承いただきたいと思います。

以上、「平成29年台風第21号による災害について」を報告させていただきました。

よろしく願いいたします。

◎中山裕司委員長

本件は報告案件でございますけれども、特に発言がございましたら、御協議をさせていただきたいと思っております。御発言はございませんか。

◎中山裕司委員長

浜口委員。

○浜口和久委員

本当に、今回の台風がですね、これまでの観測史上最高値というふうなことで、大変やったと思います。そういった中で1点だけ、これで今回の課題、それから問題点というふうな部分が出てきましたので、これから、皆さん庁内でいろいろと今後の伊勢市についてですね、どのような形で防災の部分を考えていくのかということ、いろいろと協議を重ねられると思います。その中でちょっと報告書の中で1点気になったんですが、2ページですね、10月22日4時25分に大雨警報出ました。それから、随時警報が出ております。そうして、これですね、災害対応の状況で、16時12分に避難準備、高齢者等避難開始発令、その前にも災害対策本部設置されとって、何回か災害対策本部の会議が開かれとると思います。この避難勧告の発令の時期とですね、避難指示の時期、こういったものがちょっとこれで、この台風はもう本当に今まででも、今までの類に見ない、大規模な台風やということもわかっとして、暴風域を伴ったまま、北東に進み、北海道の東で温帯低気圧になったと、こういうこともわかっている中でですね、どれぐらいの雨量が来るというのもわかっとはずなんですね。伊勢市の地域防災計画、これの風水害の部分で見てみますと、風水害から避難するという項目、これ67ページに載ってますけど、避難できる状況の間に避難を完了させることが必要ですと。1番最初に避難勧告出しました、そして、避難所開設しました。そういった状況の中で、市からの情報発信、これがものすごく大事になってくると思います。大雨暴風が予想される時は、テレビ、ラジオ、インターネット、防災行政無線から積極的に情報を収集し、早い目の備えをしましょうというふうな形で住民の方たちにも、こういうふうな形で連絡はいつておると思うんですよね。市からの発令っていうふうな部分もかなり信頼度は高いと信頼して、住民の方はおられますんで、ここら辺のことも、協議をされる中でですね、ひとつの問題課題として、今後どのような形でこういった時期に勧告、それから指示、そういったものを出すのが、今回は遅れてなかったんかどうかということも含めましてですね、問題課題としてとらえていただきたいと思いますというふうに思います。これも報告案件ですので、そのような形でよろしく願いいたします。

◎中山裕司委員長

もう、答弁いらんのやな。

○浜口和久委員

はい、結構です。

◎中山裕司委員長

他にございませんか。

品川委員。

○品川幸久委員

今回の災害についてはですね、迅速な対応をしていただいでですね、お見舞金とかそういうのを決めていただきまして、感謝をしております。また、たたみ等々もね、最初は除外であったのを、ふすままでというようなことをつけていただきまして、これも感謝したいと思います。ただ、新聞にも出ましたけど、申し込みが2%、これ罹災届のときに、その方たちに報告をするというようなことでしておったんですけど、なかなかふえてこないという、例えばこれ見てみますとですね、やっぱり床上浸水したときの生活云々と書いてあるんですけども、やっぱりこのたたみとかふすまとかかかっていうふうなことを個別的にあげたほうが、やっぱりこの、災害を受けた方がわかりやすいんじゃないかなという思いもしますんで、その点は、ひとつまたよろしくお願いをしたいと思います。

特に今回の災害についてはね、やっぱり私らも反省せなあかん、議会も当然反省せなあかん部分もあると思いますけど。当然災害、行政のあるべき姿というのは、当然のことだから住民の命、財産を守るというようなことやと思います。それに関して、実はそれに備えてやってきたのかなっていうところが、やっぱり今後の反省点なんかな。物理的にはもう無理なところは、先ほどの午前中の産業建設委員会でもあったけど、早いうちに、そういうふうなことを知らさなあかんというところの部分と、例えば、これについては市民からも要望も出とって、水浸くよねなんていうようなところがね、実際手をつけられてなかったというところが、実際あったんじゃないかな。そこら辺のところ、ちょっとどういうふうな考えを持っておられるか教えていただきたいと思います。

◎中山裕司委員長

危機管理課長。

●日置危機管理課長

仰せのとおりですね、今回の部分については、伊勢市においては本当に遭遇したことのないような大きな災害というふうなことでしたもので、先ほど、おっしゃっていただいたような、皆さんへの啓発というかですね、お知らせ、こういうふうな方向についてはですね、一生懸命これから、振り返りというかですね、どういうふうな対応が正しかったのかというふうなこと、この1月ぐらいには、会議を持ちながらですね。そのようなものを進

めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

◎中山裕司委員長

品川委員。

○品川幸久委員

私言うとするはね、もうちょっとこれから調査をするんじゃないかとね、例えば七夕の台風がありましたよね。昭和49年でしたかね。この災害は実は50年に一遍、40年に一遍の災害やったかっていうと、私は違うような気がしますよね。平成16年ね、横輪川の決壊がありましたして、実は宮川の堤防も直していただいたんですよ。その後、平成23年ですか、宮川のほうで降った降水量は1,630mmという記録を出しましたよね。あのときに市長が答えてくれたんは、堤防できて切れんでよかったわ、それは前の台風よりか水量多かったですよ。実はあの堤防があったから切れなくてよかった。今回この台風でしょ。最近特にゲリラ豪雨とか、そういうのが多くてですね。5年に一遍、4年に一遍、3年に一遍の周期でこういうふうなやつが来ておると。それで今回のやつが、もう後々来ないよね、なんていうような感覚では、ないっていうふうに私は理解をしておるんですよ。特に、今まで、それで済んできたかもわかりませんが、簡単なことを言うと、側溝の大きさが実はもうすぐにオーバーフローしてしまって、滝のように流れてしまうとかね。私どもの近所にある、ミタスとか日赤がありますけど、あそこのとこの調整池は、実は駐車場が役目をしておったということですね、日赤さんも駐車場が調整池の役目をしておった。しかし、あそこのとこであんだけの水が入って、一之木のほうの市営住宅はずぶ濡れになったと。実はあれも原因があるんですよ。そこんとこの下の団地のとこから、こうスロープになっておってですね、そこを上がり口にして水がそこへ一気に流れ込んでしまった。これからやってくんやったら、やっぱりアスファルトなんかでもやっぱり親水性のあるアスファルトにしていくとか、水の流れが上手になるように側溝のキャパを広げていくとかね、やっぱりそういうことも、思いながら進めていかなくては、しばらく10年や20年来やへんやろうという感覚で、進めてもらおうと非常に大変なことになるんかなとそんなふうな思いでね、今こうやって聞かしてもらってます。ですから議会も責任ある部分もあるやろ。議会ももっときつく、あそこ大丈夫なんか、ここは大丈夫なんか、これできへんか、当然、お金の問題もあります。国の補助金の問題、県の補助金の問題もありますけど。やはりその中で、市ができるところはやっぱりやらんとですね、もう根本が市民の財産と命を守るところに立っておればですね、やっぱりもう少し一歩踏み込んだ、早急な、これからみんなで寄って相談しますわじゃないかとね、今日の午前中もありましたけど、宿君が言うたそのとおりにやと思いますね。次の予算にどう反映されとるんか。実はこの災害っていうのが非常に大きなことになろうかな。そんなふうには思ってますんで、そこら辺ちょっと責任ある方に、一言お答えいただければありがたいと思うんですけど。

◎中山裕司委員長

都市整備部長。

●堀都市整備部長

委員仰せのとおり、市民の生命と財産を守るというのは、行政の最大の役割だと認識しております。その中で、これまで、特に七夕豪雨を受けまして、市内の浸水対策は、かなり進めてきたところですが、今回七夕のときですと、13,000戸を超える浸水がある中で、今回1,800戸ということで、それなりの効果はあったかと思いますが、今回のような災害がいつ起こるかもわかりませんので、そのあたりを午前中もございましたが、これからいろいろと国とか県とか、いろんな機関とも調整しながら、今回の雨をです、検証した上で、適切な対応をとっていきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

◎中山裕司委員長

品川委員。

○品川幸久委員

最後にします。やっぱり、皆さんも認識はそうやと思うんでね、本当に心ひとつにしてね、今回の災害のことを糧に、いい教訓になったと思うんですね。当然津波災害になったら、これどころの騒ぎじゃないということはよくわかっておるんで、やっぱり、そういうところからしっかりと、足元から頑張っていたきたい。私らも当然、地域の声も一生懸命あげながら、やっていきたいと思っておりますので、当然、議会のほうも実はこういうところが危ないところなんだというふうなことをあげていただきたいですよね。私らも知らないところでこういうふうな水害があった、あんなとこであったんかというところはたくさんありますんでね、それはやっぱり議会とそういうところは共有すべきだと思ってるので、そのことも含めてお願いをして終わっておきます。

◎中山裕司委員長

他にございませんか。

なければちょっと委員長を交代して、私のほうからも質問させていただきたいと思えます。

◎福井副委員長

中山委員。

○中山裕司委員

今、当局側からね、今回の台風21号の報告があったわけですけども。皆さん方とりわけ特別なことやったのではない、これは。当たり前業務を果たしただけだという認識がね、やっぱり私は、ないように思いますし、これは先ほどの都市整備部長は、こういう発言もされておる。過去の教訓から学ぶ、七夕災害でなぜ今回の中でも、勢田川流域が、JRのところの問題があったとしても、多くのとこにそういう水害が、防止できたというのは、勢田川の改修があったからこそ、今の話やないけれども、これが過去の教訓から学ぶということなんです。それはとりもなおさず、いろいろとその説明をされておるけれども、これはね、私がえらそうなことを言うじゃなくして、全世界の、とりわけ日本の中

でも、気象変動というか気象の変化というのはものすごくあるんですよ。

C02の問題もありますし、いろんな問題があると思いますけれども、どんどんどんどんこの災害っていうか、こういうものが短期間の間に発生するというのは過去の物象から事例からも、判然としとるわけですよ、いま今日。今回の台風21号がこういう大雨を降らしたっていうのが、決して不思議ではない。そういう中で、過去の教訓から何を学ぶのかということなんですよ。だから、そういうような社会環境が完全に壊れてもう変化してきている。だから、ここで報告の中でこんなもの言ってみたとところで、何にも今の話しやけれども、気象状況がこうですよと、ほんで雨量の状況が小俣の観測所で過去こうでしたと。今後これ以上の観測のあれがでてくる可能性がこの短期間の間にあると思う。そういう状況下にあるということの認識がね。やっぱり今の話やないけど、話を聞いとると行政当局側だけやなしに、議会の中にもそういう危機感というものがやっぱりないと。いうことかなというふうに思いますね。

それからやっぱり、当局側の説明を聞いておりますけどもね、私は、やっぱり言い訳にしか聞こえない。言い訳は問題の解決にはならん。特に災害っていうものはね、やっぱり言い訳の中からは解決できないと思うんですよ。それはね、どういうことかということ、伊勢市における今後の危機管理、特に災害これに関してはね、想定外の想定をしなきゃならん。先ほどの説明ですと、皆さんがたは今回の21号は想定外だったという認識、これからは想定外を想定すると、起こりうる以外のものをまだなおかつ想定して行って、防災対策、それからその今の話やけども、この減災対策というのはね、やっぱり自助なんですよ。これはやっぱり自助で減災対策はどんだけでもできます。けどもその防災ということについてはね、私はやっぱりこれはもう発言だけで終わっておきます、答弁はいりませんけども、先ほども言われておったけれども行政の究極の任務は責任は何かっていうとやっぱり、市民の生命と財産を守る、この責任を行政は与えられておるわけですから、やっぱり今回の災害は強く受けとめなければならん。そういうようなことからね考えていきますとね、1番大事なことは、これここにもあなたが今説明した中で、国県に対する要望ってこれ今の話やないけども、これありますよね。これ実際問題ね防災は、伊勢市の財源の中でどこまで可能なんか。ほとんどのインフラ整備、ソフト側面ではなしにインフラ整備は国県に依存しなきゃならん。だから伊勢市が出しとる要望が現実に実現化されることによって、防災対策はできるということなんですよこれは、裏返しゃ。ただ、しかしながら、伊勢市民はそういう災害とか災害から発生したものに対して、市が直接的なかわりで、直接的な手を与え、そういう対策を対応をしてくれるということをもう信じておるわけですよ、これは。そこに、皆さんがたも、もどかしさがあると思うけども、市には市の限界がある、この防災に関しては。そうすると何が必要なか、市民に対してとりあえず、防災の市の責務任務ってのはこんだけです、あとは国県がこういうようなことで、インフラ整備をやってもらうことによって、未然に防災を防ぐことができますよ。これはここにありますけども、平成29年度のほやほやですよこれ、伊勢市地域防災計画、これ今の伊勢市の水防計画もありますけれどもねこれ。こんなもんで見て、私ももらったとき目を通してありますけれども、こんなもうどんだけ立派な計画をつくって、どんだけしても、これ机上の上でつくられたもんなんですよ。だから本当に現実性がない。だからもっと現実性のあるやっぱりそういうような、防災に対する対応対策が、どういう形で、行われていくか

ということをね、もっと真剣に。何を時計見ておるんや君は。何を時計見ておるんやそこ。その、部長の後ろの。さっきから何を時計ばっか見ておるんや君は。君や。何を時計ばっか見とるんや。俺はここにおいてわかっとるんや、俺は、今の。もっと真剣に人の話を聞いとらんか。

だから、防災というものはそんなに簡単な問題ではないということをやな、やっぱり我々も、それとねもうひとつ、ここにあるけども、地域防災計画に議会の姿が見えないということは多くの学者から指摘されておる。こういうこと、先ほど品川議員も言われたけど、だから私は自分が平成28年のときに、議長に就任をさせていただいたときに、こういう現状がこれは当局側だけの問題ではないと、防災は。議会はどういうかかわりをしていくかということが大事やということで伊勢市議会大規模災害対策基本方針ってのをつくったんですよ、これは。だから、ただ行政だけにやれというだけではなくして、いつも私は申し上げておるけど、災害防災だけの問題やなくして、もう少し二元代表制としての議会のやっぱり果たす役割をもっと伊勢議会は果敢にやっぱり参画をしていかないかん。とりわけ、防災なんていう中にはですね、先ほど言ったように防災計画の中に全然議会の姿が、だからおたくのこの平成29年度に策定されたこの地域防災計画の中で、議会の「ぎ」なんて一文も入ってませんよ。だからこれは当局側もだめなんで、議会に呼びかけやないかん、これは。それともっと積極的に、議会がやっぱり積極的に、災害対策本部の中には入っていかれないけども、その代わりに事務局長が議会を代表して、災害対策本部の中にも入る。ただ、災害対策本部の情報は議会事務局長を通じて、議長に報告があり、議長が全部の議員にそれを今の話やないけども、伝達する。そして各議員は各地域で、どのような災害が発生したとか、そういう情報を収集しながら、どう進めていくかということをして平成28年の時にこれ今の話やないけども、大綱方針をつくったわけであるけれども、これを知っておる現職の人は、ほとんど今でもこういうものがあることを説明しとって、今の話やないけどもはっきり言うけども、ほとんどわからない、理解をしておらない。そこに我々もえらそんなことばかり言うたらへん。議会がえらそんなこと言うて当局側にどうのこうのというような責任追及とか、そういうような意味で言うたらやないけれども、やっぱり議会としてもやっぱりきちっとそういう点での認識を持って、やっぱり当局側と今の話やっつかんと、なかなかこういうような今回、まだ本当にこういう、被災で終わったけども、本当に被災された方々も大変だと思う。まだ今日、随分時間が経過しとるけども本当に非常に大変な精神的な打撃も受けておられるし、物的な損害も被っておる。そういう中でやっぱり、必死にやっぱり復興しようと思っ、再建しようと思っ努力されとることをね、被災を受けた者ではない我々がもっと被災者の立場で物事を考えていかんとね、やっぱりそういう、本当に生きた議論は生まれてこんと私は思う。

それで、えらいながなが喋っつてもいきませんけれども、そういうことから、やっぱり、先ほど言いましたように、災害発生時の対応が必要であるけれども、悲しいかな、市の財政には限界がある。これを明確にやっぱり市民の皆さん方に周知をしていただく。しかしながら、市として単独でできることは、最大限やりますよということを積極的に果たしていく、市民の皆さん方に説明していく説明責任がやはり私はあるのではないかなとそういうことを思います。だからこれについてはですね、いろいろと先ほど申し上げましたけれども、防災というものは、これでいいという際限はないわけなんです。今回恐らく、

先ほどの報告でいろいろなこと実際問題やっておられますけれども、今回の補正予算、そして皆さん方がいろいろと努力をされたことに対して、被害に遭われた方々が本当に満足していただけるというふうには私は決して確信をしておらない、皆さん方もそうだと思う。だから、先ほど申し上げたように、被災に遭われた人の立場で、やはり、私はいつも言うように相手の立場で、やはりその今の話やけども、物事を処理をしていかんことにはです、この言葉の上だけで、こうですよ、こういうものがありますからこうですよ、そういうものではやっぱり問題の解決にならないということをおね、やっぱりお互いにしっかりと、しっかりとこの台風21号を契機にして、お互いに当局側の皆さん方、そして議会の我々も、認識を共有しながらこの問題に取り組んでいく、できることから、伊勢市の財源でできることからそういうような解消をやっていく。

ただひとつもうひとつ、時間がないんですけども、これは私は自信を持って報告をいたしておきます。これはできれば避けられるということ、これは、私が経験をしてきた中で、明野小学校のところに走っておる河川があります、相合川、これはもうちょっと雨が降ると災害がもう、汁谷川どこやないんですよ、もうちょっと降るとあそこは幸いにして人家はなかったけれども、農地被害がものすごく出ておったんです。ちょうど今の一之瀬川の氾濫で、堤防の改修というときにちょうど便乗して、それで、近鉄の山田線、ちょうどあの清掃工場がある、あそこの鉄橋がこのぐらいの幅しかなかった。相合川がこうきとって、ここでこうなって、ここでストップさせて全部逆流して被害が、それを近鉄に言ったところが近鉄は金いるから、その今の話やないけども、全然対応せん。そんなんやから、その時の小林町長さんと私と、それからそのときの総務課長と東京まで陳情にいて、代議士通じてよっしゃというようなことでとんとん拍子で、そのときは建設省でしたけども。それで、小俣町はそのとき2億、近鉄が1億、10億から12億ぐらいまでかかった金の後は、建設省が補助金出してくれて、だから一時あれ広げるまでには、迂回で、近鉄をとめることできませんから、その補償費も全部入っておった。ところがそれを解決することによって、相合川の氾濫というものは一切なくなった。先ほど言ったように、そういうことで防災ということは、そういうものをやらなければ、その今の話やけれども、防止することはできやんということをおね、みんながお互い認識をせんと、口先だけでそうですああです、こんなん今の話やないけども、国に要望して県に要望して、国なんてでも今も話やないけど、ほかの予算をどんどん使うけども、こんな市民国民の生命財産を守るといふようなところは後回しなんですよ、なかなか来ない。要望出しても要望の実現というのはなかなか難しい、困難な状況があるということ。だからというて、ほっとけばほっとくほど書類が上へ積まれていくだけです、努力はしていかなきゃならんけども。だから、そういうようなことで、市として単独でできることはやっぱり、やっていく。そういうことが非常に、肝要かなと思います。

生意気なこといろいろと申し上げましたけども、そういう気持ちでこれがただ単に当局側だけの責任でもなければ、我々議会側も十分の責任を負うとということをおね、我々は十分認識をして、これからそういう議論をしていくということが非常に肝要かなというふうにおね、思います。ですから、今回のこの教訓を本当に生きた教訓として、学んでこれからそういうような対応をしていくと、大変だと思います。ただ単に、危機管理というのは、災害だけではありません。いろんなことが予想されておる。これは交通機関の事故とか、航空

機の事故とか、危機管理に関することはテロも入ってきますけど、いろいろと危機管理に関しては、幅広い危機管理関係の事案がたくさんありますけれども、とりわけ災害に対する事案をやっぱり危機管理として最重要視をしながら、やっぱり取り組んでいくと、こういうことが、大事かなというふうに思いますんで、また皆さん方が、議会に逆に言うたら議会に物申すことだったら、遠慮なしに言うてもらわんとやっぱりいかんと思いますこれはね。そういうことで、副委員長ありがとうございます。

○福井輝夫副委員長

委員長の発言も終わりましたので、委員会の進行を委員長に戻します。

○中山裕司委員長

いろいろと申し上げました。

他に御発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

御発言もないようでございますので、本件についてはこの程度で終わっておきます。

以上で、本日御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして教育民生委員協議会を終わらせていただきます。どうも御苦勞様でございました。

閉会 午後 2 時31分